

## 《全国社会福祉協議会会長表彰候補者の推薦に係る注意事項》

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

### 1. 被表彰者の資格

**本年4月1日時点で現職であること**（各表彰区分共通）。

在職期間の要件を満たしていても、本年4月1日時点現職でない方は対象としない。

なお、4月2日以降に退職された方は対象とする。

### 2. 表彰種類別推薦要件及び推薦書様式

◎永年勤続功労表彰**以外**の表彰に係る推薦書には、**必ず「被表彰候補者功績内容」を記入し、添付**すること。別紙が添付されていない場合は、対象外となります。

\*本県の表彰推薦枠が限られていますので、本会からの推薦にあたっては別紙を参考とさせていただきます。

◎永年勤続功労表彰**以外**の表彰に係る推薦書の功績概要の記入については、「功績概要」欄の項目「1」に加えて、必ず「2」もしくは「3」に該当する功績をご記入ください。

※功績概要「1」のみの記入では、審査対象外となります。

※複数の推薦者の功績概要が同じ内容の文章になることなく、個人の功績に着目して記述してください。

#### (1) 民生委員・児童委員功労

（推薦者：市町長）

\* 例年市町社協会長や市町民児協会長からの誤った推薦がありますのでご注意ください。

##### ア 功労表彰

現職の民生委員・児童委員で在職期間15年以上の者で、過去に都道府県知事及び都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

※推薦書は別添「様式1」を使用、「被表彰候補者功績内容」を添付すること。

##### イ 永年勤続功労表彰

現職の民生委員・児童委員で在職期間(通算)30年以上の者で、その功績が顕著な者であること。※推薦書は別添「様式4」を使用すること。

#### (2) 社会福祉法人・福祉施設功労表彰

（推薦者：民間の場合は理事長又は施設長。公立の場合は設置者）

##### ア 功労表彰

現職の社会福祉法人の職員ならびに社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員で在職期間20年(社会福祉法人の理事、監事及び評議員の場合は15年)以上の者で、過去に都道府県知事及び都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。(評議員の場合は、議決機関となっているものに限る。定款または寄附行為を添付すること。)

ただし、公立の社会福祉施設職員の場合は、専任職員に限るものとする。

※平成28年度の改正により、社会福祉法人が運営する地域包括支援センター、グループホーム、居宅介護支援事業所等の福祉施設以外の事業所等に就いている社会福祉法人

の職員についても対象となります。社会福祉法人の職員であれば、職種（保育士、看護師、事務員など）は問いません。

※社会福祉法人以外の法人の職員については、従来どおり、福祉施設に従事していることが要件となります。

※推薦書は別添「様式 2」を使用し、「被表彰候補者功績内容」を添付すること。

#### イ 永年勤続功労表彰

現職の社会福祉法人の職員ならびに社会福祉法人以外の法人等が経営する社会福祉施設の職員で在職(通算)30年以上であり、その功績が顕著な者であること。

※推薦書は別添「様式 4」を使用すること。

### (3) 社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労

(推薦者：市町社協会長、民間社会福祉団体の長)

#### ア 功労表彰

現職の社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員で在職期間 20 年(理事、監事及び評議員は 15 年)以上の者で、過去に、都道府県知事及び都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。(評議員の場合は、議決機関となっているものに限る。定款または、寄付行為を添付すること。)ただし、共同募金会の役職員は含まないものとする。

※平成 28 年度から以下の取扱いができることになりました。

①複数の社協での勤続年数：通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を含む）。

②複数の民間社会福祉団体での勤続年数：同種の社会福祉事業を実施する団体間の場合に限り、通算を認める。

③社協、民間社会福祉団体間での勤続年数：当該社協・団体間の合併や事業移管等による場合に限り、通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を除く）。

※推薦書は別添「様式 3」を使用し、「被表彰候補者功績内容」を添付すること。

#### イ 永年勤続功労表彰

現職の社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員で在職(通算)30年以上であり、その功績が顕著な者であること。

※永年勤続功労表彰において、上記①～③による通算はできません。

※推薦書は別添「様式 4」を使用すること。

### 3. 永年勤続功労表彰の勤続・従事年数の算定方法

① 勤続年数の算定期間は、原則として当該年度の 4 月 1 日現在で算定する。

② 在職期間の通算は、表彰規程に定める表彰対象の役職の範囲とする。ただし、常勤の公務員が社会福祉施設、社会福祉協議会・民間社会福祉団体等の役職員を兼務している期間及び共同募金会（中央・都道府県・指定都市及び支会・分会等）の役職員の期間は、在職期間の算定に限り含めることができる。

③ 非常勤職員の場合は、次の算定方式によるものとする。

$$\text{勤続年数} \quad \times \quad \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤続日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

## 4. 表彰規程上の「在職期間」について

同一の所属先で役職が変わった場合は、役職ごとに記入する。なお、永年勤続功労を除いて、役員歴と職員歴を合算することはできない。

また、在職期間の算定にあたって、休職・休業・休暇に関する取り扱いは以下のとおりとする。

休職・休暇等の区分	在職期間算定上の取り扱い
1. 私的事由による休職	在職期間に 含めない
2. 産前・産後休暇（産休）	同 含める
3. <u>育児休業</u>	同 <u>含める</u>
4. 就業規則で認められた部分休業や介護休暇等	同 含める

## 5. 民間社会福祉団体について

表彰規程上の「民間社会福祉団体」の範囲は、県域を活動範囲とし、法人格を有し、第1種もしくは第2種社会福祉事業を実施している団体を指す。

## 6. 表彰除外

- ① 社会福祉事業功労により藍綬褒章、黄綬褒章、厚生労働大臣表彰または同特別表彰を受けた者。
- ② 全社協会長または全国社会福祉大会会長から、社会福祉事業功労により表彰を受けた者。

## 7. 厚生労働大臣表彰との重複推薦について

同年度における厚生労働大臣表彰候補者については、全社協会長表彰の受彰を妨げないものとし、推薦を受け付けています。ただし、前年度以前の厚生労働大臣表彰受彰者は、これまでどおり全社協会長表彰の対象外となります。

## 8. 表彰規程上の「社会福祉施設」の範囲は別表「所属・施設番号コード表」のとおりです。

※社会福祉法人の職員で、現職の所属先が表にない場合は、「0402 社会福祉法人職員」をご使用ください。

## 9. 調書作成の基準日 本年4月1日現在で算定する。

\*在職期間の1か月未満は切り捨てる。

10. 候補者の推薦数 **各団体の推薦限度人数は設けませんが、全社協の推薦枠があるため、推薦多数の場合は選外となることもありますのでご承知ください。**11. 提出期限 **令和7年6月27日(金)必着**

※お手数ですが、郵送は必ず簡易書留にてお願いいたします。

※併せて、推薦書及び功績内容の様式については、下記アドレスまでメールにて送付ください。

## 12. 提出先 佐賀県社会福祉協議会 総務企画課（担当：鶴田）

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 TEL:0952-23-2145 FAX:0952-25-2980

E-mail:saga@sagaken-shakyo.or.jp